会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会　平成19年度　第2回会議
開 催 日 時	平成19年10月12日（金曜日）　午前10時から午後11時20分まで
開 催 場 所	田無庁舎3階庁議室
出　席　者	米田会長　川村委員　竹之中委員　宮本委員　吉田委員 事務局：尾崎企画部長　飯島企画政策課長　金子企画部主幹　岡本主査　森谷主査
議　　　題	1　使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて 2　その他
会議資料の名　　　称	資料1　使用料・手数料等の適正化に関する基本方針改定（案） 資料2　原価計算記入例 資料3　課題・問題点（関係各課のヒアリング結果） 資料4　都内26市の調査集計結果
記 録 方 法	□全文記録　□発言者の発言内容ごとの要点記録　■会議内容の要点記録

会 議 内 容

発言者名：
発言内容
○議題1　使用料・手数料等の適正化の考え方について（諮問）
・西東京市地域経営戦略プランに基づき、「西東京市使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」を指針に行政サービスに関する受益者の適正な負担水準のあり方について見直しを行っている。行財政改革のさらなる推進を図ることを目的に、減額及び免除について検討し、平成15年7月に策定した「西東京市使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」を見直すこととした。この間の行財政改革の取組み等を考慮し、使用料・手数料等のあり方に関し諮問する。
・使用料・手数料に関する課題・問題点について関係各課にヒアリングした内容について配布資料により説明した。
・基本方針の見直しについて、主に改定部分を中心に配布資料により説明した。
・原価計算の算出経過を明確化するため、原価計算記入例を作成し対応することとした。
・受益者負担の考え方、減免基準等について、都内26市の調査結果を説明した。

質疑応答
委員：指定管理者の場合にも適用することになるか。
事務局：別に協定を定めていることから、本市のルールを適用してよいかといったことがある。平成20年度からスポーツ施設も指定管理者となるが、利用料金制との兼ね合いもあり、時期を見極めながら決めていきたい。

委員：障害者団体から50%減額ではなく、全額免除という要望はあるか。また高齢者については

どうか。
事務局：障害者団体からの要望は出ていない。本市は、障害者に関し、文化施設は2分の1の減額、スポーツ施設は免除としている。高齢者については、75歳以上は免除、65歳以上は減額という市がある。
委員：年齢で線を引くにしても、高齢者に対して一定の負担をしていただいてもよいのではないか。また、障害者については、障害等級を考慮するといったこともある。
事務局：本市では、障害者に対する他の手当も手厚い状況にあり、見直しを検討している。それに加えてスポーツ施設も優遇するのはどうか。
委員：障害者、高齢者については、市内と定めていないため、他市の者でもよいか。
事務局：施設ごとに定めているため、今後各課の状況を調査し把握していきたい。
委員：ある施設は減額し、似かよった別の施設は免除となると団体等から要望が出される。26市ではおそらく障害者は免除の方が多いと思う。そのあたりを調査して、市の考え方をもって決めていかないといけない。
事務局：第一次の基本方針の検討の中で、高齢者や障害者の団体利用の場合、補助に加えて施設使用料を免除するとなると二重の補助にあたるのではないかという議論があった。そのあたりも踏まえながら検討していきたい。

委員：10ページの減免について、もう少し定期的な基準の見直しを強調したほうが良いという感じがした。また11ページで、「減額する場合の減額率については、収納事務上の効率性、利用者・非利用者の公平性を担保する観点から、一律5割とする」とあるが、むしろ政策的な配慮から5割にするということがあるのではないか。12ページで、「施設ごとの固有の状況により減免の必要がある場合は、企画政策課へ協議のうえ、別途定める」とあるが、使用料等審議会という第三者機関の審査を受けるということにしておいたほうが市民は納得すると思う。また、市民サイドに立つと値上げとともにサービス水準の向上にどれだけ配慮したかが気になるところである。現在が適正でないから見直しするというのはその通りだが、適正化と同時にコスト削減に努めサービスを向上させるといったことを指針の中で明らかにしておくといいのではないかと感じた。

委員：先ほど議論になった障害者の免除や改定限度額、減額資格、回数制限などは必要なことだと思うが、他市と比較し、ケースによってはシンプルな方がよいのではないかと思う。改定限度額についても他市の事例では金額によって細かく規定しているが、必要なことではあると理解するが、ここまではどうかと感じた。

委員：11ページで、例えば小学校で多摩六都科学館を利用する場合など、団体が利用する場合は、「5　市、教育委員会が認める各種の団体が当該施設を利用目的に即し、公的な理由で使用する場合は、減額とする」に該当するということでよいか。
事務局：この基本方針の中では、一部事務組合の定義が欠落している。一部事務組合は法人格上別組織であるが、市が出資している以上、広くとらえれば市の関係団体であり、今後検討したい。

○議題2　その他
事務局：今後のスケジュールについてであるが、次回第4回会議は11月2日午前10時に開催し、平成20年度に共用開始となるリサイクルプラザの使用料の諮問をさせていただきたい。そして11月9日午前10時から第5回会議を開催し、引き続き検討していただいた上で答申をいただければと考えている。